

選定療養費改定についてのお知らせ

当院は、令和3年3月10日付で大阪府知事より、医療法に基づく『地域医療支援病院』として承認されました。

承認に伴い、令和3年4月1日より、下記のとおり選定療養費の改定及び再診時選定療養費を新たに設定させていただきます。

- (1) 他の医療機関からの紹介状を持たずに初診で受診される患者さま
健康保険での初診料とは別に初診時選定療養費として

5,500円（税込） をご負担していただきます。

- (2) 当院から他の医療機関への紹介状を交付したにもかかわらず、当院を受診された患者さま
健康保険での再診料とは別に再診時選定療養費として

2,750円（税込） をご負担していただきます。

初診時選定療養費につきましては、以前に当院を受診され、そのときの疾病が治癒、または患者さまの都合により治療を中止されて、最終診察日より1年以上期間を空けて新たに受診された場合も初診となりご負担の対象となります。

救急搬送や休日・時間外の救急患者さま、特定疾患・小児慢性特定疾病・被爆者医療・生活保護・自立支援医療等の公費医療（子ども医療・ひとり親家族医療・重度障がい医療を除く）の患者さまは、選定療養費ご負担の対象外です。

地域医療の発展に貢献出来るよう一層努力してまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

ご不明な点・ご質問等につきましては窓口までお問い合わせください。

※厚生労働省の通知により、200床以上の地域医療支援病院には初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の選定療養費をご負担いただくことが義務づけられています。

地方独立行政法人市立吹田市民病院 医療事務室

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ
医って？

「健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになるお医者さんのこと」（日本医師会）

かかりつけ医に関するご相談は、当院の患者支援センター地域医療連携担当まで